

## 船橋市立保育所における紙おむつサブスクリプションサービスの 実施事業者 募集要領

### 1. 目的

船橋市が設置する保育所（以下、「公立保育園」という。）において、紙おむつのサブスクリプションサービス（以下、「おむつサブスク」という。）を実施する事業者を公募により選定するため、この募集要領を制定する。

### 2. 参加資格

- (1) 10施設以上の保育施設を直営する市区町村において、その市区町村が直営する10施設以上の保育施設で現におむつサブスクを提供している法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込書の受付期限の以前になされている場合は、この限りではない。
- (4) 本市から入札参加停止措置を現に受けていないこと。
- (5) 国税及び本店所在地の都道府県民税、船橋市税を滞納していないこと。

### 3. 公立保育園におけるおむつサブスクの概要（参加要件）

本市が公立保育園での実施を予定しているおむつサブスクの概要は、次の通りである。この要領に沿っておむつサブスクを実施できることを、公募の参加要件とする。

#### (1) 実施期間

事業者がおむつサブスクを実施する期間は、以下のとおりとする。

なお「お試し期間」とは、保護者がおむつサブスクを試すことができるようにするため、希望する保護者に無償でおむつサブスクを提供する期間である。

##### ①お試し期間

令和8年8月1日から令和8年8月31日まで

##### ②本実施期間

令和8年9月1日から令和10年3月31日まで

※上記の実施期間満了後に実施期間を更新するかどうかは、加入率や保護者及び職員への満足度調査の結果に応じて、本市が判断することを予定している。

#### (2) サービス提供の停止

実施期間中にかかわらず、以下のいずれかに該当する場合、本市は事業者に対して

サービス提供を停止させることが出来るものとする。なお、停止に伴う保護者への周知は、事業者の責任において実施すること。

- ①この要領の規定、事業者による提案内容、または選定後に本市と取り交わした覚書の内容と、実際のサービス内容に著しい乖離があった場合。
- ②加入率が著しく低い場合。
- ③保護者又は職員からサービス内容に関する苦情を再三に渡って受けたにもかかわらず、改善が見られない場合。
- ④実施期間中に実施した満足度調査の結果が極めて不十分であった場合。

### (3) 利用料金

- ①利用料金は、月額定額制とし、児童1人につき1契約とする。
- ②実施期間の間に、原則として利用料金を増額しないこと。ただし、紙おむつの仕入れ価格の高騰等のやむを得ない事情により増額を検討する場合は、事前に本市に説明し合意を得たうえで、事業者が保護者に説明すること。なお、説明の際は資料を用いて、増額の理由を明確に示すこと。
- ③利用料金は保護者が事業者に直接納付する方法をとること。いかなる理由があっても、納付手続き及びその補助を、本市の職員に求めないこと。
- ④事業者は、キャッシュレス決済（電子マネー・クレジットカード等）を含む複数の納付手段を用意し、保護者が任意に選択できるようにすること。

### (4) 満足度調査

実施期間中に年一回程度、サービスを利用する保護者及び職員の満足度等を調査し、本市に報告すること。実施時期や実施方法、アンケート項目については、本市との協議によって決定する。

(5) 実施場所

以下の全ての園で実施すること。

項番	園名	所在地
1	宮本第一保育園	船橋市宮本6丁目26番27号
2	宮本第二保育園	船橋市宮本8丁目9番10号
3	若松保育園	船橋市若松2丁目6番3号
4	湊町保育園	船橋市湊町1丁目16番23号
5	千鳥保育園	船橋市南本町13番1号
6	中央保育園	船橋市本町4丁目17番21号
7	本町保育園	船橋市本町6丁目7番18号
8	海神第一保育園	船橋市海神2丁目13番25号
9	海神第二保育園	船橋市本町1丁目23番7号
10	西船保育園	船橋市西船6丁目1番24号
11	本中山保育園	船橋市本中山5丁目6番1号
12	若葉保育園	船橋市藤原7丁目41番1号
13	行田保育園	船橋市行田3丁目1番2号
14	夏見第一保育園	船橋市夏見4丁目10番26号
15	夏見第二保育園	船橋市夏見台4丁目1番1号
16	高根保育園	船橋市新高根4丁目19番2号
17	金杉台保育園	船橋市金杉台1丁目1番6号
18	二和保育園	船橋市二和東5丁目50番1号
19	三山保育園	船橋市三山6丁目26番26号
20	二宮保育園	船橋市前原西6丁目1番12号
21	習志野台第一保育園	船橋市習志野台2丁目50番3号
22	習志野台第二保育園	船橋市習志野台6丁目7番1号
23	高根台保育園	船橋市高根台2丁目2番2号
24	緑台保育園	船橋市緑台2丁目4番11号
25	芝山第一保育園	船橋市芝山3丁目10番4号
26	小室保育園	船橋市小室町3305番地
27	浜町保育園	船橋市浜町1丁目1番1号

## (6) 規格

- ①紙おむつは、標準的な体格の0歳児から5歳児までの児童が利用できる複数のサイズやタイプ（例：テープ型・パンツ型）を取り扱うこと。
- ②紙おむつは、原則として同一の銘柄で揃えること。ただし、選択した銘柄に一部のサイズ展開がない場合に限り、他の銘柄の使用を認める。  
※この要領でいう「銘柄」は、メーカーが展開する各ブランドの名称を指す。ただし、同一ブランドであっても、価格帯が異なる上位・下位モデル（例：〇〇プラス・〇〇プレミアム等）は、別の銘柄として取り扱う。
- ③紙おむつに加えて、おしりふきも提供すること。
- ④紙おむつ及びおしりふきについて、利用枚数に上限を設けないこと。
- ⑤紙おむつ及びおしりふきについては、日本国内の一般流通品であること。  
※おむつサブスク事業に最適化するため、既存の一般流通品の一部仕様（パッケージやデザイン等）を変更した紙おむつやおしりふきについては、この要領における「一般流通品」と同等とみなし、使用を認める。

## (7) 発注及び納品

- ①紙おむつとおしりふきの最低発注単位（ロット）は、紙おむつの箱とおしりふきの箱を合わせて5箱以下とする。  
※紙おむつ1箱の定義：紙おむつ30～50枚程度入ったパックが、3～5パック程度同梱されたもの。  
※おしりふき1箱の定義：おしりふき50～100枚程度入ったパックが、10～50パック程度同梱されたもの。
- ②発注は、保護者ではなく公立保育園が実施することを標準とする。
- ③発注は、最新版のMicrosoft Edge 及びGoogle Chrome で正常に作動するウェブサイトから実施できること。
- ④原則として、公立保育園が発注した日を1日目として、8日目までの期間に納品できること。ただし、8日目が休園であった場合は、翌開園日に納品するものとして差し支えない。
- ⑤週に1回以上の頻度で納品できること。

## (8) 保護者との契約

- ①事業者は、本サービスの利用を希望する保護者と直接契約を結び、おむつサブスクを提供すること。
- ②本サービスに関する保護者向けの問い合わせ窓口を整備し、保護者に明示すること。
- ③選定された後は、おむつサブスクへの加入を募ることを目的として、必要に応じ

て保護者向けの案内チラシ等を公立保育園に配架するものとして差し支えない。ただし、配架場所や配架数量は本市の指示に従うものとし、印刷費用は事業者が負担すること。

- ④おむつサブスクを利用する保護者が、自らの意思に基づいて自由に契約の解除を申し込むことができるよう、契約締結時に契約の終了に係る手続き方法、申出期限等の必要な事項について示すこと。
- ⑤おむつサブスクを原因として事業者と保護者との間でトラブルが生じた場合については、事業者の責任において解決するものとし、本市に仲裁や責任を求めないこと。ただし、本市の故意又は過失に起因するトラブルについては、この限りではない。

#### (9) 本市への報告

- ①加入状況を把握する必要があるため、各月の1日時点における公立保育園の利用者数(園ごと・クラス年齢別)を、当月10日までに保育運営課へメールにて報告すること。
- ②本市が必要とする場合、本市からの指示に応じ、事業者から提供可能な情報を提供すること。なお、提供の可否については、その都度の協議により決定する。

#### (10) 私立保育所等へのサービス提供

公立保育園に加えて、希望する市内の私立保育所等に対しても、この公募によって選定されたプランと同一の条件(おむつサブスクプランの名称・おむつ銘柄・月額料金・お試し期間の設定・納品頻度等)でサービスを提供できること。また、公立保育園での実施期間内であれば、途中で参入を希望する市内の私立保育所等に対しても、同一の条件でサービスを提供できること。

なお、ここでいう私立保育所等とは、本市が認可する私立保育園、認定こども園、小規模保育事業所を指す。

#### (11) その他

- ①公立保育園の1か所において、おむつサブスクに加入する保護者が1名のみであっても、当該公立保育園でおむつサブスクを提供すること。
- ②公立保育園において最新の加入者情報を確認する必要がある際は、ウェブサイトから即座に確認できること。
- ③必要に応じて、サービス開始前に公立保育園の職員向けの説明会を実施すること。
- ④使用後の紙おむつは本市が処分する。
- ⑤個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)

及び関係法令を遵守するとともに、個人情報保護に関する方針を定めて保護者に明示すること。

#### 4. 事業者の決定方法

応募のあった事業者のうち、参加要件を満たした事業者が提案するおむつサブスクプランを候補プランとする。候補プランの中から保護者アンケートによって1プランを選定し、当該プランを提案した1者を、公立保育園におけるおむつサブスク提供事業者として決定する。

#### 5. スケジュール

この募集要領による選定にかかるスケジュールは次の表のとおりとする。ただし、各実施日は本市の都合により変更できるものとし、その場合における変更後の実施日は本市のホームページで公開する。

項番	項目	実施日
1	公募開始	令和8年4月 3日 (金) 9時
2	質問の受付期限	令和8年4月 9日 (木) 16時
3	質問に対する回答期限	令和8年4月13日 (月) 17時
4	参加申込書の受付期限	令和8年4月23日 (木) 17時
5	参加資格確認結果通知	令和8年4月30日 (木)
6	保護者アンケート開始	令和8年5月11日 (月)
7	保護者アンケート終了	令和8年5月19日 (火)
8	選定結果通知	令和8年5月25日 (月)
9	覚書締結日	令和8年6月 1日 (月)
10	お試し期間開始	令和8年8月 1日 (土)
11	おむつサブスク事業本開始	令和8年9月 1日 (火)

#### 6. 参加申込

##### (1) 受付期間

令和8年4月3日 (金) 9時 ～ 令和8年4月23日 (木) 17時 ※必着

##### (2) 申し込み方法

以下「A. 書類」に該当する書類を郵送で提出し、かつ以下「B. データ」に該当するデータを電子メールで提出すること。どちらも提出することが参加要件となるため、片方の提出を怠った場合は失格とする。提出日は別日になって構わないが、どちらも受付期間内に必着で提出すること。

## A. 書類

本市がホームページで公開する「船橋市立保育所における紙おむつサブスクリプションサービス実施事業者の募集にかかる参加申込書兼誓約書」及び「市税納付確認書（内部照会に同意した場合）」に記入し、郵送で提出すること。

※市税納付確認書による内部照会に同意しない場合については、船橋市役所税務課に持参し確認を受けた市税納付確認書を郵送で提出すること。

その他、参加資格を証する以下の書類を併せて提出すること。

- ①法人登記事項証明書
  - ②印鑑証明書
  - ③法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）
  - ④本店所在地の都道府県知事が発行する納税証明書
- ※発行から3か月以内。写し可。

## B. データ

事業者が保護者にアピールするための資料として、以下の要件に沿った電子チラシを作成し、電子メールに添付して提出すること。

- ①事業者名・おむつサブスクリプションの名称・月額料金（税込み）・使用する紙おむつ及びおしりふきの銘柄・決済手段・プラン内容についての問い合わせ先（電話番号かメールアドレス、問い合わせフォームURL等のいずれでも構わない）を必ず記載すること（レイアウトは問わない）。
- ②プランの特長として保護者にアピールしたい内容を自由に記載すること。ただし、市や園側のみの特長となる内容は記載しないこと。
- ③誇張表現はせず、事実に基づいた内容を記載すること。また、他の事業者を貶めるような表現はしないこと。
- ④ページサイズはA4（210mm×297mm）の縦向きで、ページ数は1ページに限る。
- ⑤ファイル形式はPDF形式とする。また、ファイルサイズは2MB以内とする。

### (3) 申し込みにあたっての留意事項等

- ①同じ事業者が複数のおむつサブスクリプションを申し込むことは可能とするが、次の制限を設ける。

ア 事業者はおむつ銘柄1種類につき1プランのみ申し込みできることとし、同一のおむつ銘柄で2つ以上のプランで申し込んだ場合は失格とする。なお、複数のおむつサブスクリプションを申し込む場合は、プランごとに参加申込書兼誓約書とデータを提出すること。なお、参加申込書兼誓約書以外の書類について

は、複数プランを申し込む場合であっても1事業者につき1部ずつの提出で差し支えない。

イ おむつ銘柄は原則として同一の銘柄で揃えることとするが、選択した銘柄に一部のサイズ展開がない場合に限り、他の銘柄の使用を認めることとしており、そのプランにおける銘柄は、主たる銘柄のみと取り扱う。

<申し込みの判定例>

具体的なケース	判定例	理由
①銘柄Aで1プラン、銘柄Bで1プランを申し込んだ。	可	銘柄が異なれば、複数のプランを申し込むことは可能。
②①に加えて、銘柄Aで料金が異なるプランを申し込んだ。	失格	同一のおむつ銘柄で、2つ以上のプランを申し込んだ場合は失格。
③銘柄Cのプランで申し込もうとしたが、銘柄Cにテープ型がないため、テープ型のみ銘柄Dを併用するプランで申し込んだ。	可	選択した銘柄に一部のサイズ展開がない場合に限り、他の銘柄の使用可能。
④③に加えて、銘柄Dのみを用いるプランも申し込んだ。	可	③の場合は主たる銘柄が銘柄Cとなるため、銘柄Dのみ用いるプランを別で申し込むことは可能。
⑤銘柄Eのプランで申し込もうとしたが、銘柄EはLサイズの仕入れ値が高いため、Lサイズは仕入れ値が安い銘柄Fを併用するプランで申し込んだ。	失格	「サイズ展開がない」以外の理由で、異なる銘柄を混在させた場合は失格。

②月額料金について、児童の年齢等によって異なる金額を設定することは可能とする。ただし、参加申込書の金額の欄には、想定される最大の金額のみを記載することとし、後述するアンケートの選択肢ではその金額が記載されることに留意すること。なお、プランの特長として、児童の年齢等によって異なる金額設定がある旨を電子チラシに記載することは妨げない。

③次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 参加申込の書類又はデータについて、受付期限を過ぎて提出された場合

イ 参加申込の書類又はデータの内容について、虚偽があった場合

ウ 審査の公平を害する行為があった場合

エ 参加申込をした時点からおむつサブスク事業を開始するまでの間に、この募集要領に掲げる参加資格を満たさなくなった場合

- ④本市に対し、他の事業者からの申し込み内容を聞き出そうとする行為は、前号に掲げる「審査の公平を害する行為」とみなし失格とするため、厳に慎むこと。
- ⑤提出された書類については返却しない。
- ⑥申し込みに際して生じた一切の費用については事業者が負担することとし、本市に請求してはならない。
- ⑦提出した書類とデータについて、事業者の都合により修正や差し替えをすることはできない。

#### (4) 質問回答

参加申込について不明点が生じた場合は、電子メールの本文で質問すること。質問に際してやむを得ず図示する必要がある場合は、電子メールに画像ファイルを添付して構わない。質問の受付期限は、令和8年4月9日（木）16時までとする。

質問内容に対する回答は、令和8年4月13日（月）17時までに、本市がホームページに公開する。

#### (5) 提出先（郵送・電子メール）

##### 郵送（A. 書類）

〒273-8501 船橋市湊町2-10-25

船橋市役所 地域子育て部 保育運営課 保育係 おむつサブスク担当者 あて

※特定記録郵便や書留等、郵送記録が確認できる方法で郵送すること。

##### 電子メール（B. データ及び質問）

hoiku-kanri 船 city.funabashi.lg.jp

※上記メールアドレスの「船」を「@」に置き換えて使用すること。

※メールの件名に「おむつサブスク担当者あて」であることを明記すること。その前後は任意の内容で差し支えない。

## 7. 選定方法

### (1) アンケートの方法

おむつサブスクプランの選定にあたっての保護者アンケートは、以下のとおり実施することを予定している。

- ①公立保育園に在籍する児童のうち、紙おむつを使用する児童の保護者を対象としたアンケートを実施する。

- ②各事業者から提出された電子チラシは、保護者がアンケートの参考にするため、アンケートと同時に保護者に向けて配信する。
- ③アンケートの選択肢及びPDFファイルの掲載順は、以下のとおりとする。  
おむつ銘柄名>事業者名（すべて五十音順）
- ④アンケートの選択肢には、おむつ銘柄名・事業者名・おむつサブスキッププランの名称・月額料金（税込み）を記載する。

## (2) 集計後の選定方法

アンケートを集計し、最も得票数が多いプランを本市における導入プランとして選定する。

ただし、同一のおむつ銘柄を使用するプランが複数の事業者から申し込まれた場合に、保護者から人気のあるおむつ銘柄が票割れすることを防ぐため、次の通り二段階の選定プロセスを経るものとする。

まず、おむつ銘柄の中で得票数が最も多いおむつ銘柄を特定し、次に、そのおむつ銘柄を取り扱うプランの中で得票数が最も多いプランを最終的な導入プランとして選定する。

<例>

(票)

	おむつα	おむつβ	おむつγ	合計
A社	270	200	350	820
B社	選定 280	300	非対応	580
C社	100	非対応	非対応	100
合計	650	500	350	1,500

<説明>アンケート結果が上記の通りであった場合に、まずおむつ銘柄の中で得票数が最も多い銘柄を、合計得票数650票のおむつαと特定し、次におむつαの中で得票数が最も多いB社のおむつαプランを、本市における導入プランとして選定するものである。

## (3) 選定結果の通知

選定結果を参加した事業者に対し通知する。

## (4) 選定結果の公表

選定結果は本市ホームページで公表する。

公表する項目は、選定された事業者名・プラン名・おむつ銘柄名と、この選定による全てのプランの得票数の合計と、選定されたプランの得票数とする。

選定されなかったプラン及びその事業者名については、公表しない。

#### (5) 私立保育所等への情報提供

市内の私立保育所等での導入を促すため、選定されたプラン内容（事業者名・おむつサブスキルの名称・おむつ銘柄・月額料金）について、市内の私立保育所等へ情報提供する。事業者は、私立保育所等からの利用希望や相談に対応するため、問い合わせ先を定めて、選定結果の通知後速やかに本市へ提示すること。

なお、私立保育所等から導入の連絡を受けた場合は、公立保育園と同一の条件でサービスを提供すること。

#### 8. 覚書の締結

選定結果通知後に本市と選定された事業者の間で、公立保育園でおむつサブスキルを実施するうえで必要な事項を定めた覚書を締結する。

#### 9. その他の注意事項

- (1) 選定結果に対する異議申し立ては、認められない。
- (2) 選定に起因し事業者が損害を受けた場合や、第三者との紛争に至った場合について、本市は一切の責任を負わない。
- (3) 公募を開始してから保護者アンケートの終了までの期間に、アンケート結果に影響を及ぼすことを目的として保護者と接触する行為（ビラ配布等）については、禁止とする。
- (4) 公募により参加したプランが1つのみであった場合は、アンケートを実施せず当該プランを選定する。その場合のスケジュールは、選定された事業者との協議によって変更する。
- (5) 参加資格確認結果通知後は原則として、事業者の都合による辞退を受け付けることはできない。
- (6) 提出書類や選考結果（不採用となった法人名称、審査結果を含む。）について公文書開示請求があった場合、船橋市情報公開条例の規定に基づき、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるもの等を除き、開示の対象とする。ただし、事業者選定までの期間中は、同条例第7条第5号の規定に基づき、開示の対象としない。

#### 10. 担当

船橋市役所3階 地域子育て部 保育運営課 保育係 服部・佐々木

電話番号：047-436-2500 FAX：047-436-3215

※上記連絡先は、この選定に関する軽微な確認や、書類やデータの到達確認のみに使用することとし、不明点の質問は前述した方法で電子メールを用いること。

附則

(施行日)

- 1 この要領は、令和8年4月3日から施行する。

(失効日)

- 2 この要領は、選定した事業者との覚書締結日をもって、その効力を失う。なお、公募により参加した事業者がいなかった場合は参加申込書の受付期限の日、参加した事業者はいたが参加資格を満たす事業者がいなかった場合は参加資格確認結果通知の日をもって、その効力を失う。